

社会福祉法人ほのぼの会 理事長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほのぼの会の法人業務に伴う理事長に対する報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 理事長報酬は、理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のために勤務した場合の対価として支払われるものである。

2 理事長の勤務は、原則として毎週月曜日午前10時から12時までとする他、必要に応じて時間をとり勤務する。

3 理事長の業務内容としては、定款施行細則第38条に定める理事長専決事項に関わるものとする。

(理事長の報酬金額)

第3条 理事長報酬の金額は、月額30,000円とする。

(支払時期及び支払方法)

第4条 理事長報酬は、毎月25日に本人の同意を得て本人が指定する預貯金口座へ振り込み支払いするものとする。但しその日が休日（金融機関の休業日を含む。）の時は休日明けの直近の出勤日に支払う。

(費用弁償)

第5条 理事長の理事会、評議員会出席にかかる実費費用については、別途定める社会福祉法人ほのぼの会の費用弁償規程に基づき弁償する。

2 理事長の理事会、評議員会以外の勤務日の実費費用については、前項に定める報酬金額に含まれるものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。